

<p>改正案</p>	<p>現行</p>						
<p>（条例第六條第一号の規則で定める基準） 第十九條の二 条例第六條第一号の規則で定める基準は、別表第一の二の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる要件のいずれかに該当することとする。</p>	<p>（新設）</p>						
<p>（条例第九條第一号の規則で定める基準） 第二十條の二 条例第九條第一号の規則で定める基準については、前条及び別表第二に定める基準の例による。この場合において、同表の上欄中「開發行為」とあるのは「目的に係る建築物」と、同表の下欄中「開發区域」とあるのは「建築物の敷地」と、同表の条例第九條第五号に規定する開發行為（一戸建ての住宅に係るものを除く。）の項の六中「開發行為」とあるのは「予定建築物の新築、改築又は用途の変更」とする。</p>	<p>（新設）</p>						
<p>別表第一の二（第十九條の二関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1223 196 1303 376"> <p>区分</p> </td> <td data-bbox="1223 376 1303 778"> <p>要件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="875 196 1223 376"> <p>一 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域</p> </td> <td data-bbox="875 376 1223 778"> <p>1 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域に該当しなくなることを決定していること又は短期間のうちに該当しなくなることが確実と見込まれること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 196 875 376"> <p>二 政令第二十九條の九第四号に掲げる土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域を除く。）</p> </td> <td data-bbox="161 376 875 778"> <p>1 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害防止法第八條第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p> </td> </tr> </table>	<p>区分</p>	<p>要件</p>	<p>一 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域</p>	<p>1 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域に該当しなくなることを決定していること又は短期間のうちに該当しなくなることが確実と見込まれること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>	<p>二 政令第二十九條の九第四号に掲げる土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域を除く。）</p>	<p>1 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害防止法第八條第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>区分</p>	<p>要件</p>						
<p>一 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域</p>	<p>1 政令第二十九條の九各号に掲げる土地の区域に該当しなくなることを決定していること又は短期間のうちに該当しなくなることが確実と見込まれること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>						
<p>二 政令第二十九條の九第四号に掲げる土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域を除く。）</p>	<p>1 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害防止法第八條第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>						

<p>三 政令第二十九条の九第六号に掲げる土地の区域</p>	<p>1 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第二号、第五条第二号及び第八条第二号に規定する浸水した場合に想定される水深（以下「浸水した場合に想定される水深」という。）が、三メートル未満であること。</p> <p>2 浸水した場合に想定される水深等から算出した水位のうち、最も高い水位より高い位置に床面の高さがある居室を有する建築物を建築しようとすること。</p> <p>3 洪水、雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）又は高潮による浸水が想定される場合において、同法第十五条第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。</p> <p>4 2及び3に掲げる要件のいずれかに該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。</p>
--------------------------------	---

別表第二（第二十条関係）													
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">要件</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>条例第八条第三号に規定する開発行為</p>	区分	(略)	要件	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">要件</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>条例第八条第三号に規定する開発行為 (新設)</p>	区分	(略)	要件	(略)	(略)	(略)
区分	(略)												
要件	(略)												
(略)	(略)												
区分	(略)												
要件	(略)												
(略)	(略)												

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における改正後の別表第一の二の三の項1の規定の適用については、同項中「第二条第二号」とあるのは、「第二条第四号」とする。
- 3 知事は、この規則の施行後五年を経過した場合において、この規則による改正後の別表第一の二の三の項1の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

様式第2号 (第3条関係)

(改正案)

(表面)
設計説明書
設計者氏名

開発区域に含まれる地域の名称							
開発許可申請者の住所及び氏名							
設計の方針	開発の目的						
	住構成及び街区の						
	公の益的備施方針						
開発区域内地目等別概要	地域・地区	(1) 第1種低層住居専用地域 (2) 第2種低層住居専用地域 (3) 第1種中高層住居専用地域 (4) 第2種中高層住居専用地域 (5) 第1種住居地域	(6) 第2種住居地域 (7) 準住居地域 (8) 田園住居地域 (9) 近隣商業地域 (10) 商業地域	(11) 準工業地域 (12) 工業地域 (13) 工業専用地域 (14) 市街化調整区域 (15) 指定なし	(1) 風致地区 (2) 災害危険区域等 ()		
	工区別	宅地	農地	山林	その他	合計	
		(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	
概要	その他特記すべき事項						
所有別概要	自己所有	買収予定	地主所有	その他	合計		
	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(100%)		

様式第2号 (第3条関係)

(現行)

(表面)
設計説明書
設計者氏名

開発区域に含まれる地域の名称							
開発許可申請者の住所及び氏名							
設計の方針	開発の目的						
	住構成及び街区の						
	公の益的備施方針						
開発区域内地目等別概要	地域・地区	(1) 第1種低層住居専用地域 (2) 第2種低層住居専用地域 (3) 第1種中高層住居専用地域 (4) 第2種中高層住居専用地域 (5) 第1種住居地域	(6) 第2種住居地域 (7) 準住居地域 (8) 田園住居地域 (9) 近隣商業地域 (10) 商業地域	(11) 準工業地域 (12) 工業地域 (13) 工業専用地域 (14) 市街化調整区域 (15) 指定なし	(1) 風致地区 (2) 災害危険区域 (3) 地すべり防止区域 (4) 砂防指定地		
	工区別	宅地	農地	山林	その他	合計	
		(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	
概要	その他特記すべき事項						
所有別概要	自己所有	買収予定	地主所有	その他	合計		
	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(m ² / %)	(100%)		

(改正案)
(裏面)

土地 利用 計画	土地利用区分		面積		比率		備考		
	住宅用地		m ²		%				
	公益的施設用地								
	公共用地								
	合計								
	計画 用地 数	街区番号	面積	住宅等の敷地数	戸当たり平均 面積	予定建築物等の用途等			
		住宅用地計 合計	m ²		m ²				
公共 施設 の 整備 計画	道 路	番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考	
		の 法 部 分 合 計	m	m	m ²				
	公 園 、 広 場 等	番号	面積	管理者	用地の帰属	備考			
		合計	m ²						
	給 排 水 施 設 等	番号	施設名	管理者	用地の帰属	備考			

備考 1 開発許可申請者が法人である場合には、開発許可申請者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
2 「地域・地区」欄は、該当する番号を○印で囲むこと。また、「(2)災害危険区域等」の括弧内には、自然災害により危害が生ずるおそれがあると認められるものとして指定を受けている区域の名称を記載すること。

(現行)
(裏面)

土 地 利 用 計 画	土地利用区分		面積		比率		備考		
	住宅用地		m ²		%				
	公益的施設用地								
	公共用地								
	合計								
	計画 用地 数	街区番号	面積	住宅等の敷地数	戸当たり平均 面積	予定建築物等の用途等			
		住宅用地計 合計	m ²		m ²				
公 共 施 設 の 整 備 計 画	道 路	番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考	
		の 法 部 分 合 計	m	m	m ²				
	公 園 、 広 場 等	番号	面積	管理者	用地の帰属	備考			
		合計	m ²						
	給 排 水 施 設 等	番号	施設名	管理者	用地の帰属	備考			

備考 1 開発許可申請者が法人である場合には、開発許可申請者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
2 「地域・地区」欄は、該当する番号を○印で囲むこと。